

# 第4回（12月）定例会提案事件表（追1）

1 報告第26号 処分報告の件 { [和解の件（交通事故の件）] 専決処分 }

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年12月7日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第44号

和解の件専決処分書

下記のとおり和解する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年11月10日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 相手方

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

2 事件の概要

令和5年2月7日午後1時10分頃、西宮市六湛寺町10-11先において、開発審査課の車両（軽乗用車）が地下駐車場から道路に合流するため左折し、車線変更したところ、後方を走行中の相手方車両（乗用車）に接触し、これを破損させたもの。

### 3 和解の要旨

- (1) 相手方車両の修理費（1,244,320円）及び市車両の修理費（118,800円）の85パーセントを市が、15パーセントを相手方が負担する。
- (2) 当事者双方は、本件事故に関し、本和解条項以外相互に何らの債権債務がないことを確認する。